

令和7年6月始良市農業委員会総会 口述書（議長用）

1. 開催日時：令和7年6月30日(月) 午後1時30分～
2. 開催場所：始良市役所 本館4階 入札室
3. 出席委員：農業委員 農地利用最適化推進委員

【農業委員】

1 番	杉尾 敏憲	1 1 番	本村 正一
2 番	白尾 親昭	1 2 番	坂元 廣幸
3 番	岩元 律子	1 3 番	牧野田 隆平（欠席）
4 番	森山 良久	1 4 番	松元 信道
5 番	山下 妙子	1 5 番	平 富士夫
6 番	市野 たつ子	1 6 番	内飩 達也
7 番	猶木 悟		
8 番	市藺 由美子（欠席）	1 8 番	宮原 千年
9 番	大重 孝司	1 9 番	夏田 恒
1 0 番	小長野 誠		

【農地利用最適化推進委員】

1 番	上福元 克己	7 番	橋本 好文
2 番	長野 洋一	8 番	比良 文識
3 番	松永 政裕	9 番	内村 幸雄
4 番	松元 健一（欠席）		
5 番	池端 隆志	1 1 番	扇藺 弘行（欠席）
6 番	堂前 澄男	1 2 番	柚木 利雄

4. 議事日程

01. 議事録署名委員の指名
02. 会議書記の指名
03. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
04. 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
05. 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
06. 議案第4号 農地の利用目的変更届について
07. 議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)について
08. 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(貸借)の認可について
09. 農地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
10. その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 事務局長補佐兼農地係長 事務局長補佐兼振興係長 農地係主幹
農地係主任主査 農地係主査 振興係主任主査

	事務局	姿勢を正してください。一同礼。
議 長		ただいまから、令和7年6月、 始良市農業委員会総会を開会いたします。 出席農業委員は、18名中16名で、定足数に達しておりますので、本総会は、成立しております。 ——— 会務報告 ———
議 長		まず、会務報告について、事務局からの報告を求めます。
	事務局	〔事務局 報告〕
		——— 日程第1 議事録署名委員の指名 ———
議 長		次に、日程第1、始良市農業委員会 会議規則第17条第2項に規定する、議事録署名委員についてですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
	委 員	『異議なし』
議 長		それでは、農業委員2番、農業委員3番に、お願いいたします。
		——— 日程第2 会議書記の指名 ———
議 長		次に、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の、局長補佐兼農地係長と、局長補佐兼振興係長を、指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第31条規定の議事参与の制限に該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いし、関係議案終了後に入室、着席をお願いします。 なお、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、規定により申し出ていただき、退席等よろしくをお願いいたします。

——— 日程第 3 議案第 1 号 ———	
議 長	次に、日程第 3、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1 番から 10 番について、説明をお願いします。 まず、1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について、ご説明いたします。総会資料は、1～2 ページです。今月の申請件数につきましては、10 件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の 1 ページから調査書がございますので、審議の参考としてください。 それでは、まず、1 番について説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町西別府で、畑が 2 筆の、合計面積が 1, 3 3 4 m²で、売買による所有権移転です。 以上で、1 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 9 番に、次の議案第 1 号の 2 番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、推進委員 9 番です。調査報告いたします。令和 7 年 6 月 19 日、譲受人及び行政書士立ち合いのもと、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、本人のみで、畜産業を行っております。農作業用機械は、トラクター 3 台、軽ダンプ 1 台、軽トラック 1 台、貨物運搬車 1 台等を所有しています。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、2 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き 2 番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町西別府で、畑が 2 筆の、合計面積が 4 4 8 m²で、売買による所有権移転です。 以上で、2 番の説明を終わります。

議 長 事務局	本件につきましては、議案第 1 号の 1 番で、推進委員 9 番より報告済でありますので、調査の結果並びに補足説明につきましては、省略いたします。 次に、3 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、引き続き 3 番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、加治木町西別府で、田が 1 筆の、面積が 9 8 6 m²で、売買による所有権移転です。 以上で、3 番の説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、農業委員 1 3 番に代わりまして、推進委員 9 番からの調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、推進委員 9 番です。調査報告いたします。令和 7 年 6 月 1 8 日、譲受人と現地において聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、本人 1 人で、植え付けや収穫は、一部委託するとのことです。農作業用機械は、トラクター 1 台、軽トラック 2 台を所有し、田植機、コンバイン等はリースするとのことです。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、4 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、引き続き 4 番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町上久徳で、田が 1 筆の、面積が 1, 9 6 2 m²で、売買による所有権移転です。 以上で、4 番の説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、農業委員 7 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、農業委員 7 番です。調査報告いたします。令和 7 年 6 月 1 9 日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、夫婦 2 人で、申請地は今まで小作で行っていました。農業用機械は、トラクター、コンバイン、軽トラック等、全部揃っています。当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

議 長 事務局長 議 長 委 員 議 長 事務局長 議 長 委 員	以上で報告を終わります。 次に、5番について、事務局の説明を求めます。 それでは、引き続き5番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、大山で、田が1筆の、面積が574㎡で、売買による所有権移転です。 以上で、5番の説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員14番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、農業委員14番です。調査報告いたします。令和7年6月14日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請人は、90歳でございますが、県外に56歳の息子がおります。これまで10年間、自己所有地の隣接地である当該地を耕作されており、先般、所有者が住宅を解体したことで、今回購入することになったものです。譲受人の労働力は、夫婦2人で、農業用機械については、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラック等一式所有されております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。 次に、6番について、事務局の説明を求めます。 それでは、引き続き6番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町白男で、畑が1筆の、面積が136㎡で、贈与による〇〇の持ち分移転です。なお、持ち分は9分の1となっております。 以上で、6番の説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、農業委員9番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、農業委員9番です。調査報告いたします。令和7年6月23日、〇〇の行政書士と、電話による聞き取りを行いました。当申請は、持ち分9分の1を贈与により〇〇に所有権移転するものです。譲受人の労働力は、夫婦2人で、農業用機械は、リースで対応
---	--

委員	されるとのことでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き7番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、三拾町で、田が1筆の、面積が509㎡で、贈与による所有権移転です。 以上で、7番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員5番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員5番です。調査報告いたします。令和7年6月21日、現地ほ場で聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。労働力は、夫婦と母親の3人で、当申請地は、今までも耕作されているほ場で、農業用機械は揃っております。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議長	次に、8番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き8番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、蒲生町下久徳で、畑が1筆の、面積が729㎡で、売買による所有権移転です。 以上で、8番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、推進委員4番に代わりまして、農業委員7番からの調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、推進委員4番が欠席のため、農業委員7番が代わりまして、調査報告いたします。令和7年6月14日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、〇〇から北西に400mの位置で、譲受人は、〇〇の〇〇です。譲受人は、水稻460aと山芋、飼料作物を作っております。譲受人の労働力は、夫婦2人と常時雇用が1人です。農業用機械は、トラクター、田植機、コンバイン、軽トラック等所有されています。当申

委員	請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議長	次に、9番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き9番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、鍋倉で、田が1筆、畑が4筆の、合計面積が2, 238㎡で、贈与による所有権移転です。 以上で、9番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員5番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員5番です。調査報告いたします。令和7年6月20日、現地ほ場で、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、夫婦2人で、農業用機械は、刈払機、耕耘機等が揃っています。当該農地は、イノシシやサルが出るので、農政課の指導で梅を植えるとのことでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で報告を終わります。
議長	次に、10番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、引き続き10番につきまして説明します。 譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請地は、西餅田で、田が1筆の、面積が441㎡で、売買による所有権移転です。 以上で、10番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員18番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員18番です。調査報告いたします。令和7年6月17日、申請地で譲受人に聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人の労働力は、夫婦と母親の3人で、農業用機械は、耕耘機は友人から借用し、刈払機、鍬、スコップ等があるとのことでした。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。

委員 議長	以上で報告を終わります。 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から10番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員 議長	「質疑・意見なし」 それでは、お諮りいたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から10番について、原案のとおり、決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員 議長	〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から10番については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。
———— 日程第4 議案第2号 ————	
議長	次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から3番について、説明をお願いします。 まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、4ページで、申請件数については、3件となります。 それでは、1番につきまして ご説明いたします。 申請人は、〇〇、申請地は 平松の田1筆、面積433㎡です。農地区分は第2種農地、転用目的は、貸りサイクルボックス置場となっております。 参考資料の4ページに顛末書が添付されておりますが、平成25年頃に申請人の母親が農地法を理解しないまま造成を行った旨が記載されており、今回、追認で農地法の許可を得ようとするものです。 以上で説明を終わります。

議 長 委 員	ただいまの説明に関連し、推進委員 7 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、推進委員 7 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地であります。その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約 4 7 0 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が県道と水路、西が宅地、南が水路、北が県道と宅地です。申請実現の確実性として、すでに転用済のため、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、2 番について、事務局の説明を求めます。 2 番につきまして ご説明いたします。 申請人は、〇〇、申請地は、鍋倉の田、1 筆、面積 5 0 7 m²です。農地区分は第 2 種農地、転用目的は、貸駐車場となっております。申請理由として、隣接地の墓地の駐車場として利用したいとのこと。 参考資料の 9 ページに顛末書が添付されておりますが、平成 2 6 年から 2 7 年に申請人の父親が墓地組合の強い要望により、墓参りの方のために役立つと思い、農地法を理解しないまま転用を行った旨が記載されており、今回、追認で農地法の許可を得ようとするものです。 以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連し、農業委員 6 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、農業委員 6 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 2 種農地であります。その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北に、約 1 4 0 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が田、西が公衆用道路、南が畑、北が田と畑です。申請実現の確実性として、すでに転用済のため、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。

議 長 事務局	次に、3番について、事務局の説明を求めます。 3番につきまして ご説明いたします。 申請人は、〇〇、申請地は、西餅田の田2筆、合計面積439㎡です。農地区分は第3種農地、転用目的は道路となっております。申請理由は、隣接地を造成するにあたり道路を造る必要があるとのことで、議案第3号の8番と9番と関連する案件となります。 こちらは、県に盛土規制法の申請中であり、盛土規制法の許可日と同日で、4条の許可書を交付いたします。 以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連し、農業委員2番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、農業委員2番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南に、約130mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が田、西が田、南が市道と田、北が河川と田です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長 委 員	これより、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。 「質疑・意見なし」
議 長 委 員	それでは、お諮りいたします。 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。 〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番については、原案のとおり意見決定と許可が、決定いたしました。 ——— 日程第5 議案第3号 ———
議 長	次に、日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、議題に供します。1番から9番について、説明をお願いします。 まず、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、5ページから8ページでございます。今月の申請件数につきましては、9件となっております。 それでは、1番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、松原町三丁目の畑が1筆で、申請面積が249㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、一般住宅です。申請理由は、住宅を建築し、生活の安定を図りたいということです。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員3番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員3番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から、南東に、約640mの位置です。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が宅地と市道、北が宅地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件および特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、2番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、上名の畑が1筆で、申請面積が675㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第2種農地、転用目的は、資材置場で、申請理由は、資材量増加のためとのことです。 こちらの申請は、資材置場になりますので、工事の完了の報告があった日から3年間6か月ごとに事業の実施状況を報告することを許可書の条件に付したいと思います。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員6番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員6番です。調査報告いたします。農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約1,800mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が公衆用道路、西が山林、南が公衆用道路、北が山林です。申請実現の確実性としましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、3番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇ほか3名、土地の所在は、平松の田が4筆で、合計面積が1,278㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、宅地造成で、申請理由は、賃貸マンション用地として造成（1区画）を計画しているとのことです。 なお、隣接地〇〇の一部（用悪水路）91㎡と一体利用で、全事業面積が1,369㎡となっております。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員4番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

	委員 はい、農業委員4番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から東に、約330mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が畑と宅地、西が水路、南が宅地と水路、北が市道です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、4番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、4番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇ほか1名、土地の所在は、宮島町の畑が1筆で、合計面積が840㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、宅地造成で、申請理由は、宅地造成（3区画）に利用したいとのことです。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、農業委員3番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい、農業委員3番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南西に、約570mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が市道、西が宅地、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性としてしましては、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、5番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、船津の田が1筆で、申請面積が377㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第2種農地、転用目的は、建築条件付売買

事務局	予定地で、申請理由は、宅地造成（１区画）し、販売することで自社の経営安定を図るためとのことです。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員６番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員６番です。調査報告いたします。農地区分は、第２種農地であります。その他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から北西に、約３５０ｍの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が宅地です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長	次に、６番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、６番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、平松の畑が１筆で、申請面積が２２４㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第３種農地、転用目的は、一般住宅で、申請理由は、借家住まいで手狭なため、自己住宅を建築するとのことです。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、農業委員４番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい、農業委員４番です。調査報告いたします。農地区分は、第３種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約６０ｍの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、農現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。

議 長 事務局	次に、7番について、事務局の説明を求めます。 それでは、7番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇ほか1名、土地の所在は、平松の畑が2筆で、合計面積が826㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、保育園で、申請理由は、申請地と周辺隣接地を一体利用し、認定保育園の基準を満たす敷地を確保するためとのことです。 なお、隣接地〇〇の宅地552㎡、〇〇の宅地581㎡、〇〇の宅地738㎡、〇〇の宅地874㎡、〇〇の宅地14.22㎡と一体利用で、全事業面積が3,585.22㎡となっております。 以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、推進委員7番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、推進委員7番です。調査報告いたします。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、〇〇から西に、約170mの位置にあります。被害防除現況としましては、東が宅地、西が宅地、南が宅地と市道、北が宅地と里道です。申請実現の確実性としてしましては、補助金、自己資金、融資証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としてしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、8番について、事務局の説明を求めます。 それでは、8番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、西餅田の田が2筆で、合計面積が1,174㎡です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第3種農地、転用目的は、宅地造成で、申請理由は、住宅地として最適なため、宅地造成（4区画）を行いたいとのことです。こちらは、議案第2号の3番・議案第3号の9番と関連する案件となります。 こちらの申請は、県に盛土規制法が申請中であり、盛土規制法の許可日と同日で5条の許可書を交付したいと考えております。 以上で説明を終わります。

議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、農業委員 2 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、農業委員 2 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南に、約 1 3 0 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が田、西が田、南が市道と田、北が田です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次に、9 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、9 番につきましてご説明いたします。 譲受人（借人）は〇〇、譲渡人（貸人）は〇〇、土地の所在は、西餅田の田が 4 筆、畑が 2 筆、合計 6 筆で、合計面積が 1, 3 0 0 m²です。権利の内容は、所有権移転で、農地区分は、第 3 種農地、転用目的は、宅地造成で、申請理由は、住宅地として最適なため、宅地造成（4 区画）を計画しているとのことです。こちらは、議案第 2 号の 3 番・議案第 3 号の 8 番と関連する案件となります。 こちらの申請は、県に盛土規制法が申請中であり、盛土規制法の許可日と同日で 5 条の許可書を交付したいと考えております。 以上で説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、農業委員 2 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい、農業委員 2 番です。調査報告いたします。農地区分は、第 3 種農地で、問題はありません。申請地の位置は、〇〇から南に、約 1 3 0 m の位置にあります。被害防除現況としましては、東が田、西が畑と宅地、南が市道と畑と田、北が河川と畑と田です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実です。条件・特記事項は、特にありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で報告を終わります。

議 長	これより、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 9 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 9 番について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての、1 番から 9 番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 ———— 日程第 6 議案第 4 号 ————
議 長	次に、日程第 6、議案第 4 号、農地の利用目的変更届について、議題に供します。 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 4 号、農地の利用目的変更願についてご説明いたします。総会資料は、9 ページでございます。今月の申請件数につきましては、1 件です。当初 2 件でございましたが、2 番につきましては、現地調査の立ち合いができなかったため、取り下げとなっております。 それでは、1 番につきましてご説明いたします。 申請人は、〇〇、土地の所在は、蒲生町上久徳の田、面積 8 8 9 m²です。農地区分は、第一種農地と判断されます。 使用目的は、畑で、申請理由は、用水の確保が困難なためということです。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、推進委員 3 番に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

	委員 はい、推進委員３番です。調査報告いたします。農地区分は、第１種農地であります。申請地の位置は、〇〇から北東に約５５０ｍの位置にあります。被害防除現況は、東が山林、西が山林、南が山林、北が公衆用道路です。申請実現の確実性としましては、営農計画書もあり、確実であります。条件および特記事項は、特にありません。総合意見として、現地調査委員としましては、承認意見であります。以上で報告を終わります。
議長	次の２番については、取り下げでございます。 それでは、議案第４号、農地の利用目的変更届については、質疑のある委員は挙手をお願いします。
議長	委員 「質疑・意見なし」 それでは、お諮りいたします。議案第４号、農地の利用目的変更届については、原案のとおり、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
議長	委員 〔賛成多数〕 賛成多数により、議案第４号、農地の利用目的変更届については、原案のとおり、承認することに、決定しました。
	———— 日程第７ 議案第５号 ————
議長	それでは、日程第７、議案第５号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）について、議題に供します。 １番から２９番について、事務局からの説明を求めます。
事務局	それでは、議案第５号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、ご説明します。総会資料の１０ページをご覧ください。 契約の始期は、令和７年８月１日を予定しております。新規２９筆、４０，４１１㎡、契約年数につきましては、３年間が３件、５年間が２件、１０年間が１７件の、合計２２件となっております。 契約の詳細につきましては、１１ページから１２ページに記載しておりますのでご確認ください。

事務局	なお、農政課へ「地域計画」にかかる意見照会を行いましたところ、貸借予定地２９筆すべてが地域計画区域内であり、計画への支障なしとの回答がありましたことを報告いたします。 また、耕作者の要件につきましては、営農計画書による調査、農政コーディネーター等からの聞き取りを基に確認を行っております。 議事参与についてです。 資料の１２ページ、２６番が〇〇委員、２７番から２９番が〇〇委員に関連する議案となっております。 つきましては、農業委員会等に関する法律第３１条の規定「議事参与の制限」に基づき、議案の採決に参加できませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。 以上で説明を終わります。
議長	これより、議案第５号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、１番から２９番について、質疑に入ります。 なお、２６番から２９番については、議事参与制限により、本日の総会に、それぞれ関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 まず、１番から２５番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
委員	「質疑・意見なし」
議長	それでは、お諮りいたします。議案第５号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、１番から２５番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委員	〔賛成多数〕
議長	賛成多数により、議案第５号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、１番から２５番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 それでは、２６番の関係者、農業委員１６番の退席をお願いします。

	委 員	〔委員退席〕
議 長		それでは、２６番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
	委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第５号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、２６番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕
議 長		賛成多数により、議案第５号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、２６番については、原案のとおり承認することに、決定しました。
		農業委員１６番の着席をお願いします。
		それでは、次に、２７番から２９番の関係者、農業委員５番の退席をお願いします。
	委 員	〔委員退席〕
議 長		それでは、２７番から２９番について、質疑のある委員は、挙手をお願いします。
	委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第５号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、２７番から２９番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
	委 員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（貸借）についての、27番から29番については、原案のとおり承認することに、決定しました。 農業委員5番の着席をお願いします。 ——— 日程第8 ———
議 長	次に、日程第8、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画貸借の認可について、事務局からの報告を求めます。
事務局	それでは、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可についての報告をいたします。 別紙、農用地利用集積等促進計画の認可・公告について、鹿児島県知事通知をご覧ください。県知事の認可日は、令和7年6月20日、同日付で公告となっております。 概要については、2ページから4ページ、各筆の明細については、5ページから10ページをご確認ください。 貸付開始日は令和7年7月1日、新規59筆、70, 116㎡、耕作者の変更32筆、35, 205㎡、合計91筆、105, 321㎡となっております。 以上で報告を終わります。
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	農業委員14番です。初歩的な質問ですが、資料2ページと3ページで、ともに貸借で、2ページは機構貸出、3ページはそれぞれの貸出になっていますが、この違いを教えてください。
事務局	「機構貸出」につきましては、すでに契約があったものになり、耕作者が途中で契約を解約され、新たに別の耕作者が契約されたものは、この「機構貸出」という表現になります。
議 長	他に質問はありませんか。この案件は報告ですので、これで終わります。

——— 日程第 9 ———	
議 長	次に、日程第 9、農地利用集積計画（貸借）の合意解約について、事務局からの報告を求めます。
事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。今月は、6 件が提出されております。 内容につきましては、別紙、合意解約（6 月分）をご確認ください。 なお、1 番につきましては、議案第 1 号の 4 番にありました 3 条の売買に関連する解約となっております。 以上で報告を終わります。
議 長	ただいまの報告に関し、発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、この案件も報告ですので、これで終わります。
——— 日程第 1 0 ———	
議 長	次に、日程第 1 0、その他ですが、委員の皆さんから、何かございませんか。
委 員	「委員から」 ○農業新聞購読の加入推進について
議 長	事務局からは、何かありませんか。
事務局	「事務局から」 ○県外研修について ○ネームについて ○公務災害保険の切りかえについて ○最適化活動の自己点検・評価について ○遊休農地の調査について
議 長	それでは、以上をもちまして、令和 7 年 6 月、始良市農業委員会総会を、閉会いたします。

事務局	姿勢を正してください。一同礼。
-----	-----------------

議事録署名委員

署名委員_____

署名委員_____